

難民問題と企業の CSR 活動について

B2EB1085 日下部 公亮

目次

はじめに

第一章 理論編

1-1 CSR とは何か

1-2 難民とは何か

1-3 難民問題の歴史・現状

1-4 難民支援の種類について

第二章 ケース分析編

2-1 ユニクロ

2-2 富士メガネ

2-3 IKEA

2-4 ダイムラー

2-5 SAP

第三章 考察・提言

終わりに

参考文献

参考ホームページ

はじめに

近頃、欧州へのシリア難民の流入が増大しており、大きな国際問題となっている。この難民の原因としては内戦が挙げられるが、「アラブの春」と呼ばれる中東での抵抗運動が内戦まで発展したことによる。内戦が長引くにつれ、空爆など戦況はさらに悪化し、民間人は危険にさらされ、逃れるために国を出ていくという状態である。無事受け入れることは出来ても、受け入れ後の支援、国の経済的負担など問題は多い。中にはたどり着くことも出来ず、道中で命を落としてしまう人もいる。また、先日のフランス・パリで起きた同時多発テロの複数の容疑者は難民を装ってフランスに入国したとの情報もある。このように難民に関する問題は、人の命まで及ぶものであり、無視できないものになっている。現在こそシリア難民が注目されているが、難民に関する問題は今に始まったものではない。世界中には様々な背景により、難民となった人がいるのが事実である。

今回このようなテーマを取り上げた理由としては、世の中の関心を集め、メディアで取り上げられているのを私自身が目にしていること、CSR という観点から企業の方も関わりを持っているのではないかと感じたことである。難民問題に対して企業はどのような CSR をおこなっているか、今後の課題について把握したい。

論文の構成としては、第一章で CSR の定義、難民についての定義、難民問題の歴史と現状、難民支援の種類について述べる。第二章ではそれぞれ取り上げた企業のケースについて、支援方法の分類に基づき分けていく。第三章では分類によって得られた結果を元に難民支援に関する CSR の現状、今後の課題について提言していく。

第一章 理論編

1-1 CSR とは何か？

CSR とは（Corporate Social Responsibility）の略であり、企業の社会的責任と訳される。定義としては時代や、地域などによってさまざまな捉え方があり、絶対的なものが存在しているわけではない。代表的なものとして経済産業省による定義について紹介する。

「CSR とは、今日経済・社会の重要な構成要素となった企業が、自ら確立した経営理念に基づいて、企業を取り巻くステークホルダーとの間の積極的な交流を通じて事業の実施に努め、またその成果の拡大を図ることにより、企業の持続的発展をより確かなものとするとともに、社会の健全な発展に寄与することを規定する概念であるが、同時に、単なる理念にとどまらず、これを実現するための組織作りを含めた活動の実践、ステークホルダーとのコミュニケーション等の企業行動を意味するものである。」

（経済産業省「企業の社会的責任（CSR）に関する懇談会」中間報告書より）

また、CSR が進んでいる欧米では、「CSR に関する EU 新戦略 2011－2014」において CSR とは「企業の社会への影響に対する責任」と新たに定義されている。

欧米では CSR に関する認識は進んでおり、政府が積極的に関与している。そのような背景としては、消費者や従業員、投資家などのステークホルダーが企業行動を評価することで、社会と企業が連携し持続可能な発展へと導く機運が高まっていること、EU という欧州統合の中で、特定地域の影響が全体に広まってしまうことの 2 つが挙げられる。特徴としては、法令遵守や企業倫理は当然のものと認識されていること、CSR について自社の取り組みを社会問題の解決と結びつけて説明することが求められているということである。CSR への関心は欧州だけではなく、日本を含め世界で高まってきている。

上記 2 つの定義に関して、「社会の健全な発展」、「社会への影響に対する責任」、「社会問題の解決」といった記述に見られるように、今回取り上げるテーマとしての「難民」への対応についても CSR と捉えることができる。本論文では、「難民」という社会問題への対応という意味で CSR を捉えていく。

1-2 戦略的 CSR の基本概念

戦略的 CSR とは、CSR を経営戦略のなかに組み込み、競争優位を図ろうとするものである。伊吹英子氏は、「経営戦略としての企業の社会的責任」の中で戦略的 CSR の基本フレームについて述べている。それは企業の社会性を、「予防倫理－積極倫理」と「事業内領域－事業外領域」の 2 つの軸で整理し、企業の取り組むべき CSR を 3 つの領域(A、B、C)に分けている。予防倫理とは企業自身が社会に存在することで社会に対して負の影響を及ぼすことを予防する、及ぼした場合は影響をゼロに戻すという取り組みである。積極倫理とは逆の考え方であり、社会に正の影響を与えるような取り組みである。以下に提唱されている 3 つの領域の考え方を示す。

●A 領域：企業倫理・社会責任領域

予防倫理に基づくものであり、企業と社会の最低ラインを保とうとするものである。事業内領域の具体例としては法令遵守や自己規制的な活動が挙げられる。事業外領域の具体例としては社会責任活動があり、社会に与えた負の影響を何らかの形で抑えたり、軽減しようとする取り組みである。

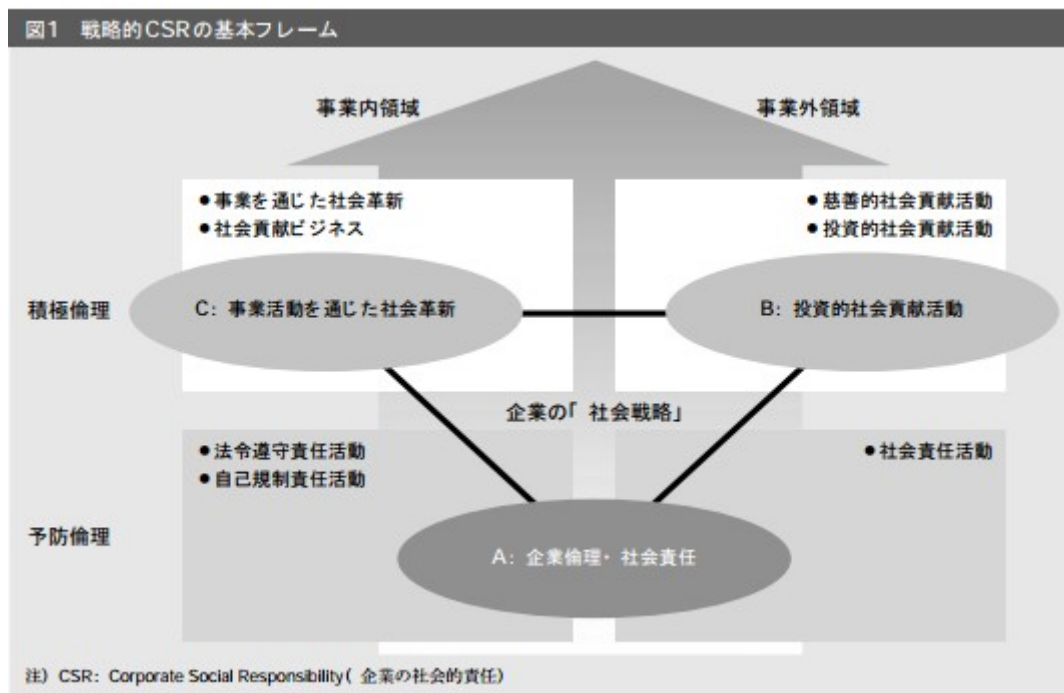
●B 領域：投資的・社会貢献活動領域

積極倫理に基づき事業外での取り組みで、社会貢献活動が主なものである。以前は事業活動で得られた利益の一部を社会に還元するという慈善的社会貢献活動が主流であったが、現在は企業価値へのリターンを意識した投資的・社会貢献活動の考え方が広がってきている。B 領域は A、C 領域と比べ活動の自由度が広いため、戦略性を発揮しやすい。B 領域である社会貢献活動の強みを生かすことで企業イメージを向上させたり、政府や NGO などの他団体とのネットワークの構築などが期待できる。

●C 領域：事業を通じた社会革新

積極倫理に基づき事業内での取り組みで、事業を展開する際に利益の獲得を第一の目標としながらも、それと同時に事業を通じた社会革新を行い、社会価値を創造するというものである。企業の本業を変えるのはかなり困難なものであるため、ビジネスモデルが確率されている大企業では実施が困難である。そのため、新規事業などから

始めることにより可能性を見出すことができるほか、企業の社会性を高めやすいという点がある。



(出典 伊吹英子「経営戦略としての企業の社会的責任」)

以上が戦略的 CSR の基本フレームであるが、A 領域は競争優位を築くための土台と捉えるべきであり、前向きな姿勢で高い基準で自己規制を行ったとしてもそれだけでは経営的な意義は見込めない。戦略性を発揮しやすい B、C 領域とバランスよく組み合わせることで、真価を発揮することができるのである。

1-3 難民とは何か？

一般に難民とは、1951年の「難民の地位に関する条約」では次のように定められている。

難民とは「人種、宗教、国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けられない者またはそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まない者」

このように難民を定義する中で、同条約では時間的、地理的制約が組み込まれていた。これらの制約は 1967 年の「難民の地位に関する議定書」で取り除かれ、この 2 つを合わせて難民条約と呼ぶことが一般的である。

しかし今日では、国境を越えていないが家を追われ避難生活を余儀なくされている「国内避難民(IDP)」という人たちも増えている。1998 年に国連人権委員会に提出された「国内強制移動に関する指導原則」(Guiding Principles on Internal Displacement)では次のように定められている。

「国内避難民とは、特に武力紛争、一般化した暴力の状況、人権侵害もしくは自然もしくは人為的災害の影響の結果として、またはこれらの影響を避けるため、自らの住居もしくは常居所地から逃れもしくは離れることを強いられたまたは余儀なくされた者またはこれらの者の集団であって、国際的に承認された国境を越えていないものをいう。」

国内避難民も難民同様苦しい生活を強いられているのは間違いない。本論文では、条約によって定められている「難民」、国境を越えていない「国内避難民」も合わせて「難民」として取り扱うこととする。この定義によると東日本大震災による避難者も捉えることができるが、今回は日本が「難民鎖国」と言われるように、海外で発生している難民を中心に見ていくものとする。

1-4 難民問題の歴史・現状

1-4-1 国際的観点

難民に関する問題について、時代別で見てみる。

(1) 第二次世界大戦以前

「難民」という問題が国際社会で注目され始めたのは、第一次世界大戦以降、政治的・社会的構造の変化に伴う新体制に馴染むことができず外国に逃れた人々の存在である。第二次世界大戦以前は身分証明書などの発行により、発給国や第三国における生活を保証するという対応であった。

(2)1950年代

1950年代は難民に対する関心が大きく高まり、基本体制が作られた時代であった。1950年に国連難民高等弁務官事務所(UHCR)が設立された。国連難民高等弁務官事務所(UHCR)とは、難民の保護・支援を目的とした国際機関であり、1950年にジュネーブに創設された。現在は世界約125カ国で活動しており、難民支援を先立って行う機関である。1951年には先程も述べたが、難民の地位に関する条約が締結された。当時は東西分断などによる影響があり、難民問題はヨーロッパに集中していた。

(3)1960年代

1960年は“アフリカの年”とも呼ばれ、諸国の独立が盛んに行われた。その一方で、独立に伴う内戦や対立により難民は増加した。1967年には1951年の条約から時間的・地理的制約を取り除いた難民の地位に関する議定書が採択された。

(3)1970年代

1970年代は本格的な難民問題と対面することとなる。1975年、ベトナム・ラオス・カンボジアのインドシナ3国で共産化が行われた。だが新体制の元、迫害を受ける恐れのある人や、馴染めない人が海上などへ逃れたり(ボートピープル)、陸路で近隣諸国へ逃れたりした(ランドピープル)。これらの人々を総称してインドシナ難民と呼ぶ。その総数は約144万人と言われている。

(4)1980年代

1980年代は「難民」が「発展」とともに議論されるようになった。それは難民が押し寄せた国が発展途上国だった場合、負担が増加すると考えられたからである。ここから難民を先進国へという流れが始まった。

(5)1990年以後~現在

1991年以降のクルド人難民、そして現在取りざたされているシリア難民など難民は増加の一途をたどっている。特にヨーロッパでは難民の流入が増加している。受け入れ国も初めは積極的であったが、増え続ける流入による負担、テロ事件の影響などもあり受け入れに難色を示すような動きも見られている。

1-4-2 日本と難民問題

日本と難民問題の接点は先ほど述べた第一次世界大戦後の身分証明書発給にさかのぼる。どれほどの数の発給を行ったかは不明であるが、国際取り決めには参加している。本格的に関わることとなったのはインドシナ難民からである。1975年にボートピープルが初めて日本に到着した。その後1979年から1982年にかけて毎年1000人以上が日本の各地に到着することになる。当初は行政側にもこのような人々に対する対策や準備はなかった。1981年に難民条約に加入するための国内法の整備から対応が検討されていき、1982年に難民条約に加入、同年から難民認定制度がスタートした。

その後1980年代後半になっても難民の増加が進んだが、その多くは経済的動機によるものであり、そのことは国際的にも関心を集めることとなった。日本でもベトナム人を装って入国する中国人の存在が判明する。1989年にジュネーブでインドシナ難民国際会議が開催され、以後は難民条約に該当すると認められる者以外は極力本国への帰還が促進、第三国定住は認めないとするようになった。これに基づき日本でも審査(スクリーニング)が行われるようになった。

近年の動きについて見てみる。2014年に出入国管理法及び難民認定法の一部が改正された。具体的には在留資格の整備と、上陸手続きの円滑化である。まず在留資格の整備に関しては、高度人材のため新しい在留資格として「高度専門職」が創立された。これは高度の専門的な能力を有する外国人材の受入れの促進のための措置である。また、現在の在留資格についても改正が行われ、在留資格「投資・経営」が「経営・管理」へ変化、「技術」と「人文知識・国際業務」の一本化、「留学」が付与される範囲を中学生、小学生まで拡大といった措置がとられた。上陸の手続きの円滑化に関しては、クルーズ船の外国人旅客の入国審査手続きの円滑化、自動化ゲートの利用者を事前に指紋等の個人識別情報を提供して審査を受け、出入国管理上、問題を生じるおそれが少ないと認められて登録したものに拡大するというものである。自動化ゲートの施行はまだであるが、これらの改正により外国人の受け入れが緩和されたと見ることができる。

続いて、近年の日本への難民認定数について見てみる。下の表は過去10年の難民認定申請者数で、図はそれをグラフにしたものである。平成20年以降は申請数が1000人を超え、平成26年には5000人に達している。その一方で実際に難民と認定された人数は平成25年は6人、平成26年は11人である。申請数に比べて認定数が少ない

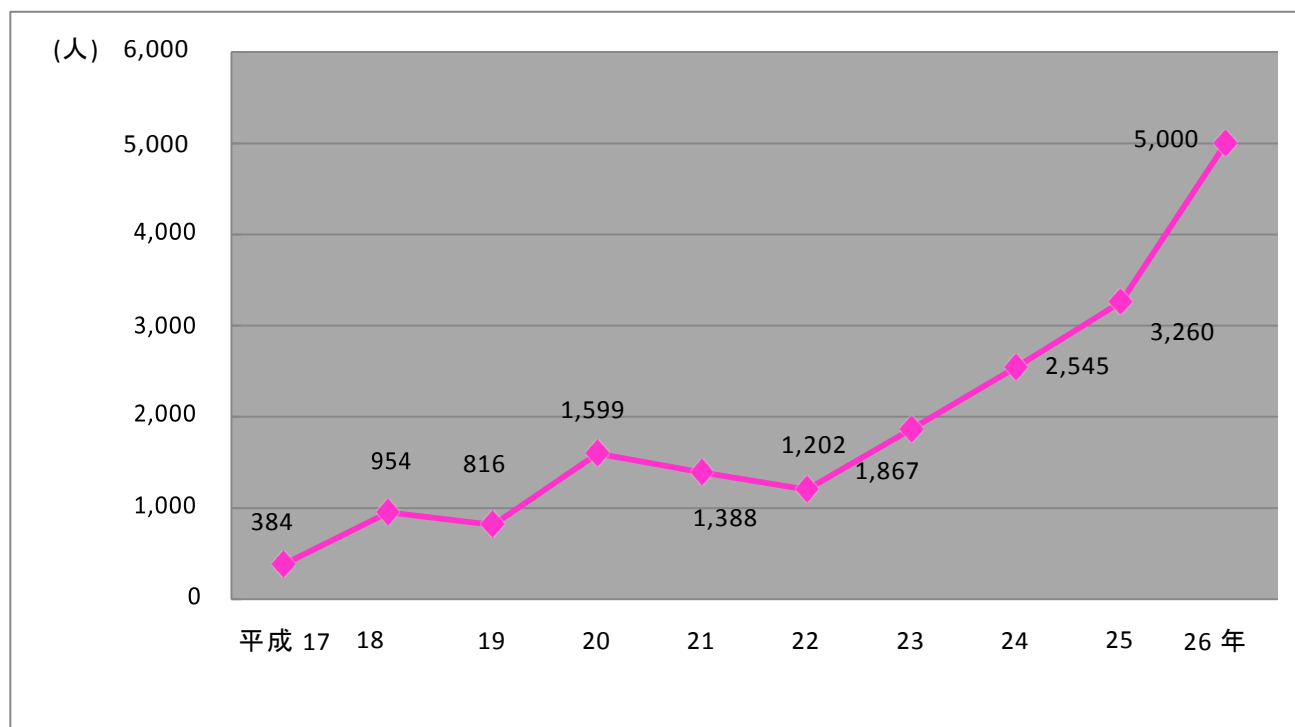
のが特徴である。そのような背景としては、単純に庇護を求める人の増加も考えられるが、再申請を行う人の増加、難民性を有さない人の増加が挙げられている。しかし、これとは別に日本は難民の認定に厳格であるとする意見もある。いずれにせよ、現在の状況から日本は難民問題に対して慎重であると言えるだろう。

図 1

単位(人)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
申請数	384	954	816	1,599	1,388	1,202	1,867	2,545	3,260	5,000

図 2



(出典：法務省 入国管理局より)

1-5 難民支援の方法

これまでは行政の関わりについて見てきたが、ケース分析では企業の CSR として行う支援の関わりを見ていく。そこで難民支援の方法について分けることにする。まず、難民問題の解決はどのように行われていくのかについてだが、各国政府、国際機関、非政府組織（NGO）、難民問題専門家および国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の間で 18 か月間にわたって行われた協議、「難民の国際的保護に関する世界協議」

（Global Consultations on International Protection）を踏まえて採択された「難民保護への課題」（Agenda for Protection）を参考に見てみる。これは法的拘束力こそないが、UNHCR のみならず各国政府、NGO、その他のパートナーの具体的な行動に関する指針となることを目的としている。構成としては「締約国宣言」（Declaration of States Parties）と「行動計画」（Programme of Action）の 2 部構成になっており、このうち「行動計画」は、6 つのゴール（goal）に基づいて、具体的な目的（objective）と活動（activity）を定めている。この 6 つのゴールのうち、（4）安全上の問題へのより効果的な取り組み、（5）恒久的解決策のさらなる追求、（6）難民女性・子どもの保護の必要性への対応では難民の支援から、自立、解決に向けての記述がある。

これを参考にし、難民支援の方法を大きく 2 つに分けて考える。まず第一は命をつなぐためや、避難生活に必要な救援物資、医療支援を提供する緊急支援がある。具体的にはテント、毛布、水、食糧、医療、生活用品などの提供があげられる。もう一つは難民の将来や、生計を立てるためなどに向けた支援である自立支援である。具体的には教育支援、職業訓練といったものである。第 2 章では緊急支援を①、自立支援を②と表記して進めていく。

第2章 ケース分析編

第2章では実際の企業の事例を取り上げる。取り上げる企業は2013年国連難民高等弁務官事務所(UHCR)への寄付金の拠出額(図3を参照)が多く、グローバル・パートナーシップを結んでいる日本企業であるユニクロ、富士メガネ、拠出額がトップであるIKEA、難民受け入れに積極的であるドイツの企業であるSAP、ダイムラーを取り上げる。

図3(UHCR への寄付金の拠出額一覧)

単位(ドル)

Donor	Total
<u>IKEA Foundation</u>	<u>32,955,422</u>
Her Highness Sheikha Jawaher bint Mohammed Bin Sultan Al Qassimi	14,205,000
Educate A Child (EAC) Programme	6,738,406
<u>East Retailing Co., Ltd. (UNIQLO)</u>	<u>2,857,208</u>
Dutch Postcode Lottery	2,606,798
Qatar Charity	2,000,000
Swedish Postcode Lottery ⁽⁹⁾	1,747,377
Norwegian Refugee Council	1,744,000
Said Foundation	1,592,320
Latter-day Saint Charities, Inc. ⁽¹⁾	1,467,500
Koinonia Foundation ⁽¹⁾	700,311
RedR	635,000
International Olympic Committee	535,850
Stichting of Jochnick Foundation ⁽⁴⁾	500,000
Morneau Shepell	462,824
UPS Foundation ⁽⁵⁾	400,000
Danish Refugee Council	389,000
The Howard G. Buffett Foundation ⁽¹⁾	349,990
Fondazione Prosolidar-Onlus	332,902
Fundacion La Caixa ⁽¹⁾	268,097
John D. and Catherine T. MacArthur Foundation ⁽¹⁾	250,000
Islamic Relief USA ⁽¹⁾	250,000
Alwaleed bin Talal Foundation	200,000
AC Milan	194,805
Fundacion Probitas ⁽¹⁾	189,791
Nando Peretti Foundation	163,620
The Khaled Hosseini Foundation ⁽¹⁾	157,294
Consiglio Italiano Rifugiati	144,937
Tokyo Marathon Foundation ⁽¹⁾	135,955
Lebara Foundation	135,870
Hewlett Packard ⁽¹⁾	110,000
Municipio Paredes	108,957
<u>Fuji Optical Co., Ltd⁽⁶⁾</u>	<u>100,000</u>
Total	74,639,234

(出典 UNHCR グローバルレポート 2013 より筆者が加工)

2-1 ユニクロの事例

●全商品リサイクル活動→①

ユニクロ・ジーユーの全商品を対象としたリサイクル・リユース活動で、回収した商品を難民等に寄贈するものである。始まりは2001年より開始されたユニクロのフリースのリサイクル活動であり、2011年には海外にも活動を拡大、2015年8月末時点で15の国と地域で3949万点を回収、59の国と地域に1632万点を寄贈している。活動当初は工業用繊維などの「材料」としてのリサイクルが考えられていたが、回収した商品がまだ着られる状態のものが多く、リユース中心へとシフトした。定期的に回収強化キャンペーンを行い、2014年には国内紛争によりヨルダンで難民生活を送るシリア難民が冬を超えられるように防寒着の回収に特化した「“あったかい”を届けよう!!」キャンペーンを実施、28万着の衣服を届けた。2015年4月より「アフリカに300万着を届けよう」という新たなキャンペーンを展開、7月末までで304万着を回収している。そして現在は「1000万着の help」という形で、新たに1000万着の回収・寄贈をじっししている。このプロジェクトにはユニクログローバルブランドアンバサダーのプロゴルファーであるアダム・スコット選手、プロ車椅子テニスプレイヤーである国枝慎吾選手も協力している。図5を見ても分かるように、回収数は年々増加している。

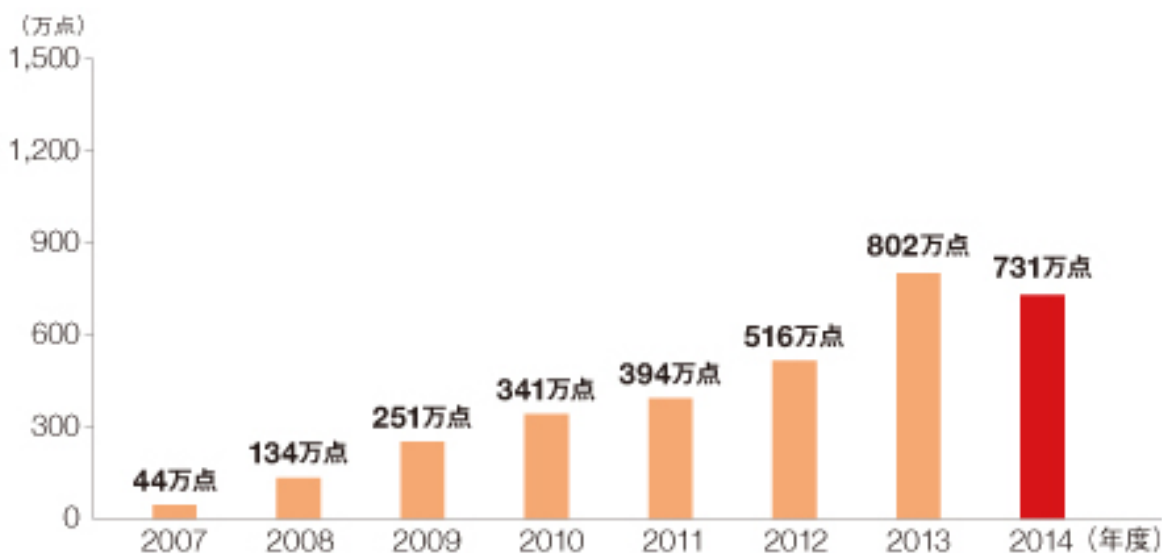
また、この活動では従業員が実際に現地に赴き、衣服を配布、その時の様子をフォトレポートとしてホームページで公開している。ただ衣服の提供だけではなく、従業員の意識促進、認知の向上も行っている。

図 5(全商品リサイクル活動の流れ)



(出典 ファーストリテイリング CSR ページより)

図 5(回収数の推移)



(出典 ファーストリテイリング CSR ページより)

●難民向けインターンシップ→②

2011年より開始された日本国内のユニクロ店舗で難民に職業体験の場を提供し、自立を支援する取り組み。約3～6ヶ月店舗でのインターンシップを経験後、正社員としての雇用の道も開かれている。始まって以来13名が勤務、うち2名は社員として登用している。2015年11月には3年間に渡り総額1000万ドル(約12億円)をUNHCRに資金提供及び難民雇用を国内外で展開し、100人規模での雇用を目標に掲げた。今後は最初から通常のパート及びアルバイトとして雇用することを検討している。

また、雇用後のサポートにも力を入れている。毎月CSR部従業員が店舗を訪問し、仕事の不安や、今後のキャリアについてアドバイスを行っている。2015年2月にはこのプログラムを通じて入社した従業員が本社に集まり当人同士による悩み相談なども実施している。

●教育機関との連携による啓蒙活動兼衣料支援→①

全商品リサイクル活動の広がりの中で、子供たちの環境問題や難民問題についての認知を高める教育支援であり、2009年より「届けよう服のチカラ」プロジェクトを展開している。ユニクロ従業員が講師となり出張授業を行い、その後実際に子供たちが古着の回収を行う。回収された衣服は難民キャンプに寄贈され、その時の様子がフォトレポートとして学校に送られる。衣服を寄贈する活動であるとともに、子供たちの関心を高める活動でもある。現在これまでに全国35都道府県120校の小・中学校、高校が参加している。

2-2 富士メガネの事例

●海外難民視力支援ミッション→①

富士メガネはUNHCRの最も長きにわたる企業パートナーであり、30年以上関わり続けている会社である。世界中の難民にメガネを提供し、難民の生活の質の向上に貢献している。代表取締役会長・社長兼任である金井昭雄氏は2006年、長年にわたる貢献の実績が評価され、難民に多大な貢献をした個人、または団体に授与される難民支援のノーベル賞とも言われる「ナンセン難民賞」を日本人として初めて受賞した。

活動の始まりは、1970年代後半に発生した紛争によるインドシナ難民である。1983年にタイの難民キャンプにメガネの寄贈と視力検査、ケアを行った。その後は世界各地の難民へと範囲を拡大。ただメガネを渡すだけではなく、一人一人の目を検査し、最適なメガネを提供したり、栄養失調や病気による視力障害を抱える難民には一度帰国してから製作する特殊なメガネを提供するなど、高度な対応も取っている。これまでに171名の社員が現地を訪問、計33回の寄贈を実施し、合計145487組のメガネを提供している。

また、メガネの提供だけではなく検査器具の提供、資金援助、現地の医療スタッフへの技術指導なども行っている。2003年にはネパール・ブータン難民キャンプに眼科クリニックが完成。2007年には「ナンセン難民賞」の賞金でアゼルバイジャンの国内避難民居住地区に地下水の給水施設を完成させた。生活の質を向上させるためのCSR活動を行っていると言える。

2-3IKEAの事例

●安全な生活のための避難所、シェルター設立の支援→①、②

IKEAはUNHCRに多くの資金援助を行っており、様々な形で使用されている。家を追われ、避難してくる難民のために避難所、シェルターを提供するための資金を7600万ユーロ寄付している。難民が安全な生活を送るための支援でもあり、子供が教育を受けるための場としての支援でもある。

2014年からは「難民キャンプに明かりを届けよう」というキャンペーンを開始している。これはLED電球を一つ買うごとに1ユーロがUNHCRに寄付されるというもので、集められた寄付金は太陽電池式照明の設置などに利用される。現在までに1810万ユーロの寄付が集まっている。

●災害、戦争時の緊急対応、コワーカーによる知識のシェア→①

IKEAは自然災害や戦争が発生した際の緊急支援となる資金援助、IKEA製品の寄贈も行っている。2013年11月にフィリピンを台風30号が襲った際には国境なき医師団などに100万ユーロ寄付している。このことにより、医療や救援物資などを迅速に提供することを可能にしている。また、寄付金とともに自社製品も提供しており、2011

年には 5 万組のマットレスとベッドリネン、2013 年にはマットレス、シーツ、掛け布団など 15 万枚を寄付している。

物的な支援に加え、緊急時の対応をより速やかにするため、物流や調達、パッケージ、輸送に関するコワーカー(従業員)の知識を UNHCR にシェアし、対応の能力の強化にも貢献している。

寄付金の額を見てもわかるように、IKEA は UNHCR のプログラムなどに多くの資金提供を行うという形で難民支援に貢献している。

2-4 ダイムラーの事例

●職業訓練と語学研修プログラム→②

ダイムラーはメルセデス・ベンツをはじめとする自動車を展開しているドイツ企業である。同社は難民向けに 14 週間にわたる職業訓練とドイツ語の語学研修プログラムを行っており、同社だけではなく、ドイツ国内の労働力として働くための手助けを目標にしている。この取り組みは「ブリッジ・インターン」と呼ばれ、3 時間半製造や物流の部署で働き、その後 3 時間半ドイツ語のレッスンを受けるというものである。ダイムラーとドイツ連邦雇用庁が協力しており、プログラムに掛かる費用は最初 6 週間は連邦雇用庁が負担、残りの 8 週間はダイムラーがインターンの最低賃金を支払う。この事例は企業と行政機関が協同して行っている CSR 活動であるとも見ることができる。

2-5SAP の事例

●アプリケーションの開発、インターンの実施→②

SAP はドイツのソフトウェア会社である。難民支援としてボランティアや担当機関と難民をつなぐための移民登録アプリの開発を行っている。またこのプログラムの一環として 100 人のインターン制度、10 人以上の見習い制度を提供する。過去にも難民・移民を採用しており、インターン経験者は正社員としてのポストの見込みもある。

第3章 考察・提言

3-1 考察

第2章では各企業の具体的なケースについて、内容の調査と分類を行った。どの企業に関しても難民支援のCSR活動には積極的に取り組んでいることが見受けられる。特にユニクロ、IKEA に関しては寄付金の額が多いことにも関して、緊急支援、自立支援ともに活動を行っている。ユニクロは実際に職業の場を提供し、正式な雇用も行っており、積極性がうかがえる。また、これらと並行して、出張授業という形で難民問題の認知・啓発活動も行っており、これも難民支援のCSR活動の一部と言えるだろう。富士メガネはこれまでに30年以上支援活動を継続しており、2013年には毎年10万ドル、10年間で合計100万ドルを寄付することも表明している。この3社に関しては資金援助や物的な支援によるものが見受けられ、国内避難民など難民キャンプで生活する人々に向けた支援が中心であると言える。自立支援を行うには実際に場を提供するというよりは、寄付金を支援に当ててもらおうという形である。

次に、難民受け入れに積極的な国であるドイツの2社については、主に実際に受け入れた難民を対象とした活動に注力していると思われる。そのため、緊急支援より自立支援に寄ったものが中心である。寄付金などを行っているかは不明だが、そのような傾向がある。

また、自社の製品や本業を活かしたCSR活動を行っているということも言える。ユニクロであれば衣料支援、富士メガネはメガネの寄贈、目の検診、IKEA はマットレスなど生活用品、SAP はアプリケーションの開発である。難民の手助けになっていることは間違いない。

理論編で紹介した戦略的CSRの考え方では、今回取り上げた事例ではB領域に当てはまるものである。社会貢献活動は理論編で述べたように、戦略性が広いこと、企業イメージの向上や他団体とのネットワークの構築が見込めるといった利点があることから、企業の社会性を高めることに応用することが可能であると思われる。

3-2 提言

今回、主に難民支援に関する CSR 活動について取り扱ったが、支援の仕方は各国の状態を反映するような形になっていると思われる。日本であれば、理論編でも述べたように難民の受け入れに関しては慎重である。そのため、そもそも日本国内にいる難民認定者自体が少ないため、国内向けには行いづらいという現状がある。ドイツの事例やユニクロ事例では実際に難民認定され、これから自立に向けた生活を行う者を対象としているため、この範囲の活動を拡大することは政府の取り組み姿勢がより密接に関わってくるものである。もしくは事業を他規模に展開する多国籍企業が活発な地域でより取り組む必要がある。

一方取り上げたドイツ企業に関しては難民認定された人向けの自立支援を行っていたが、そもそもなぜドイツが難民受け入れに対して積極的なのか。主に 2 つの要因があり、まず第一は歴史的背景である。過去のナチス政権による迫害があったことから、その反省を生かし、保護を求める人々を守ることが責任であるとの考えがある。第二には、ドイツ国内では現在労働力不足が問題視されており、今回の大量流入を労働力の確保とみる動きがある。また、難民が働くことでドイツの国自体の成長も期待している。難民側にとっても自立に向けての職につかなければならない状況で両者の利害は一致している。しかし、現実にはドイツでの雇用はなかなか進んでいない。その理由をみずほ総合研究所が「ドイツ難民の就労を阻む 2 つの壁」(2015.10.9)の中で述べている。1 つ目は経営者のマインドの低さである。経営者の多くが自社の従業員と外国人は馴染まないなどや、外国人の雇用自体違法であると認識してしまっているために、難民以前に外国人の採用にも消極的になってしまう。2 つ目は難民の能力である。まず、出身国での資格・学位などがドイツではどの程度のものなのかということが判断できないのである。仮にこの資格・学位が高いものであったとしても、最大の壁としてドイツ語の能力がある。ドイツ語を話すことができないがために、働き口が見つからないというケースも報告されているようである。これらを解消する取り組みは始められおり、2014 年から「試験プロジェクト」が開始された。このプロジェクトは難民認定が見込まれる申請者に対し、語学研修と職業訓練を実施するものである。しかしここでもドイツ語能力が低いがために、職業訓練を十分に行うことが出来ていない。やはり、一番の問題は語学能力であり、ケース事例でも語学研修は取り上げたが、なかなか進

まないのが現状であると言える。難民を労働力と考えるのは長期的な目線で考えなければならぬだろう。

これは現在のドイツの状況であるが、もし仮に日本が受け入れを拡大した場合でも同じような問題が発生するのではないかと考えられる。このようなことも受け入れに慎重な背景となっているのかもしれない。企業が積極的に関与していくことも大事であるが、一番は国側の取り組む姿勢が重要となるだろう。また、あくまで企業は事業を行うのが第一であり、CSR 活動通じて支援を行っているが、できることには限りがある。現在難民支援を先頭に立って行っているのは国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) であり、その活動を支援していくことでこの問題の解決への糸口となるであろう。

終わりに

難民問題と企業の CSR 活動について取り上げたが、解決に近づくためには政府や国際的な協力がなければ進展は難しいのではないかと感じた。しかし、企業側からも CSR を通じて働きかけることで、世の中に訴えることは可能であると思える。

また、今回取り上げた企業の他にも支援を行っている企業は存在する。今後は活動の普及とともに、一般の人々の認知も進むことも期待したい。冒頭でも述べたように、難民問題は、シリア難民の欧州への大量流入だけにとどまらず、それに付随する問題も増加している。企業は社会の一員としてこの問題に対処すべきである。

本論文を作成するにあたりご指導頂いた高浦先生、アドバイスを下さったゼミの皆様様に心より感謝申し上げます。

参考文献

デービッド・ボーゲル 著『企業の社会的責任(CSR)の徹底研究』(2007)一灯舎
伊吹英子 著『CSR 経営戦略「社会的責任」で競争力を高める』(2014)東洋経済新報社
山上進 著『我が国と難民問題』(2007)日本加除出版

参考資料

経済産業省『企業の社会的責任(CSR)に関する懇談会中間報告書』(2004)

http://www.meti.go.jp/policy/economic_industrial/press/0005570/0/040910csr.pdf

みずほ総合研究所『ドイツ「難民の就労」を阻む2つの壁』(2015)

<http://www.mizuho-ri.co.jp/publication/opinion/eyes/pdf/eyes151009.pdf#search='%E3%83%89%E3%82%A4%E3%83%84%E4%BC%81%E6%A5%AD+%E9%9B%A3%E6%B0%91'>

みずほ総合研究所『急増するドイツでの難民申請』(2015)

<http://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/eu151007.pdf#search='%E3%83%89%E3%82%A4%E3%83%84%E4%BC%81%E6%A5%AD+%E9%9B%A3%E6%B0%91'>

伊吹英子『経営戦略としての「企業の社会的責任」』

<http://www.nri.com/jp/opinion/chitekishisan/2003/pdf/cs20030906.pdf>

THE WALL STREET JOURNAL『受け入れた難民に次の仕事をードイツの次の課題』

<http://jp.wsj.com/articles/SB10922328955711303277604581236430720336992>

Autoblog 日本版『メルセデス・ベンツ、難民のための職業訓練+語学研修プログラムを開始』

http://www.huffingtonpost.jp/autoblog-japan/mercedes-benz-german-refugees_b_8579084.html

国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) HP <http://www.unhcr.or.jp/html/index.html>

外務省 HP <http://www.mofa.go.jp/mofaj/index.html>

法務省 HP <http://www.moj.go.jp/index.html>

ファーストリテイリング CSR <http://www.fastretailing.com/jp/>

ユニクロ CSR ページ <http://www.uniqlo.com/jp/csr/index.html>

富士メガネ CSR ページ <http://www.fujimegane.co.jp/social/>

IKEA 環境と社会

http://www.ikea.com/ms/ja_JP/this-is-ikea/people-and-planet/index.html